

(技術審査基準)

(1) 年齢等

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
年齢等	主任技術者、監理技術者又は現場代理人の年齢等	満30歳未満若しくは女性	1.0点
		満30歳以上40歳未満	0.5点
		満40歳以上	0.0点

<留意事項>

- 基準日は、入札参加申請書の提出期限日（以下「申請期限日」）とします。
- 「主任技術者又は監理技術者を兼ねない現場代理人」のうち、「満30歳未満若しくは女性」及び「満30歳以上40歳未満」で評価する場合の現場代理人は、本件の申請期限日以前に3か月以上の恒常的な雇用関係にある者であるとともに、配置後の常駐義務の緩和できる要件（平成30年12月11日付け「技術者の配置について」参照）によらず、他工事との兼務を不可とします。また、落札者が現場代理人を変更する場合、同等以上の技術評価となる者以外への変更を認めません。

<確認書類>

- 資格者証、住民基本台帳カード、パスポート等の年齢若しくは女性を証明する書類の写し
- 現場代理人が他工事に配置されていないことを証明する誓約書（「主任技術者又は監理技術者を兼ねない現場代理人」を「満30歳未満若しくは女性」及び「満30歳以上40歳未満」で評価する場合のみ）

(2) 同種（類似）工事実績

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
同種（類似）工事施工実績	平成〇〇年度（入札公告日の属する年度を除き、遡って15か年度）以降申請期限日までに完了引き渡しの済んだ工事の施工実績 （国及び岐阜県発注工事のみ対象） （建築工事：国、岐阜県、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第18条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事のみ対象） （主任技術者、監理技術者、監理技術者補佐又は現場代理人として従事した実績） ※工事成績評定点が65点未満のものは実績として認めない。 （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	同種工事の実績あり	1.0
		類似工事の実績あり	0.5
		上記実績なし	0

<留意事項>

- 配置予定技術者が「主任技術者」、「監理技術者」、「監理技術者補佐」又は「現場代理人」として従事した実績のみを対象とします。ただし、低入札価格調査制度における低入札調査基準価格を下回る金額で契約を締結した場合において、建設業法に規定された「主任技術者」、「監理技術者」又は「監理技術者補佐」とは別に追加を義務付けられた技術者として従事した実績は対象となりません。
- 主任技術者、監理技術者として従事した実績には、建設業法第26条第3項第1号の適用を受けた専任特例1号、2号の適用を受けた専任特例2号（令和2年10月1日施行の建設業

法に定める特例監理技術者を含む)及び同法第 26 条の 5 の適用を受けた主任技術者及び監理技術者としての実績を含みます。

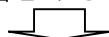
- 「建築工事」とは、「建築一式」、営繕工事に係る「電気工事」「電気通信工事」「管工事」「とび・土工・コンクリート工事（解体工事）」「解体工事」を含みます。（以下「建築工事」という。）
- 「国及び岐阜県発注工事のみ対象」のため、公団、公社、市町村等が発注した工事は対象となりません。
ただし、建築工事に限り、岐阜県内市町村、独立行政法人等でそれぞれの設置法において建築基準法第 18 条の規定上、国とみなす旨の規定のある団体又は岐阜県の独立行政法人が発注した工事（工事成績評定点の通知のあるものは 65 点以上のものに限る）についても、「同種（類似）工事」の対象とします。
（例：独立行政法人水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人国立高等専門学校機構、日本下水道事業団）
- 「同種（類似）工事」の定義は、申請様式第 2-1 号に記載してありますので、確認してください。
（例：道路改良工事の土木一式工事で工事費 3000 万円以上の施工実績）
- 共同企業体の構成員としての実績は、申請様式第 2-1 号に特に記載がない限り、全て評価します。
（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が〇〇%以上のものに限る）
（例：共同企業体の構成員としての実績は、出資比率相当分で〇千万円以上のものに限る）
- 工期の途中で技術者を交代していた場合、その技術者の実績は、担当した期間を工期（一時中止期間を除く）で除した割合に最終契約金額（最終施工量）を乗じて算出した値とします。

例：最終契約金額：1 億円

工期：200 日間

技術者 A：120 日間担当

技術者 B：80 日間担当



技術者 A の実績 = $1 \text{ 億円} \times 120 \text{ 日間} / 200 \text{ 日間} = 6 \text{ 千万円}$

技術者 B の実績 = $1 \text{ 億円} \times 80 \text{ 日} / 200 \text{ 日間} = 4 \text{ 千万円}$

ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作と現場施工で技術者が途中で交代することが止むを得ないような場合は、上記の取り扱いが当てはまらないこともありますので、発注機関に確認してください。

また、複数年債務負担によるトンネル工事においては、契約期間に対して早期に主要な工種を完成させた場合等、契約期間と出来高率に著しく乖離があることから、最終請負金額に対して出来高率を乗じて算出した値とします。

例：最終契約金額 3 億円、トンネル工事の場合（3 か年債務工事の場合）

工期：900 日間

技術者 A：600 日間、出来高 90%

技術者 B：300 日間、出来高 10%



技術者 A の実績 = $3 \text{ 億円} \times 90\% = 2.7 \text{ 億円}$

技術者 B の実績 = $3 \text{ 億円} \times 10\% = 0.3 \text{ 億円}$

出来高率が把握できる資料（工事履行報告書、実施工程表等）を提出してください。

- 「同種（類似）工事」の施工実績は、その工事の工事成績評定点が 65 点未満の場合は、「同種（類似）工事」の施工実績として認めません。
県工事の工事成績評定点については「岐阜県建設工事成績評定要領」に基づき情報提供しますので、工事成績評定結果を通知した発注機関にお問い合わせください。
- 「同種（類似）工事」の施工実績のうち、工事成績評定点が不明なものは、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類があれば、工事評価点を 65 点以上あるものと見なします。
- 申請様式 2-1 に記載する「同種（類似）工事」に建設業法に定める建設業許可業種を定義している場合、当該許可業種と工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が異なる場合は原則工事实績として認めませ

ん。さらに、「同種（類似）工事」の工種の定義が、建設業法に定める２７の専門工事（土木一式工事、建築一式工事以外の工事）である場合の工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテによる確認の取扱いは下記のとおりとします

・県工事の場合：「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」が「土木一式工事」、「建築一式工事」である場合は専門工事の施工実績として認めません。

・国工事の場合：県工事と同様とします。

また、国の発注部局が規定する「本件登録工事の入札資格区分」に対応する建設業工事（許可）の種類と、「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」（※）が合致しない場合は原則工事実績として認めませんが、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテが誤りであり、正しくは定義した工事であることを証明できる場合に限り、工事实績として認めます。

（※）国土交通省の場合：「国土交通省地方整備局等建設工事競争参加資格審査申請書作成の手引」表－６「工事種別と建設工事（許可）の種類対応」などを参照してください。

○配置予定技術者として若手（申請期限日において満３９歳以下）若しくは女性技術者（年齢制限を設けない）を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

- 同種（類似）工事の実績は、工事实績情報システム（CORINS）の工事カルテの写し又は該当実績を証明する書類（契約書等）
- 工事成績評定点は、発注機関の工事成績評定結果通知書等の写し
- 同種（類似）工事の工事成績評定点が不明な場合は、当該工事に係る検査結果通知等の検査に合格したことを証明できる書類の写し

（３－１）保有資格 建築工事以外に適用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
保有資格	主任技術者又は監理技術者の保有する資格 (主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	１級土木施工管理技士、技術士又はME、かつ、自然工法管理士	1.5
		１級土木施工管理技士、技術士又はME	1.0
		２級土木施工管理技士、かつ、自然工法管理士	0.5
		上記以外	0

<留意事項>

- 基準日は、申請期限日とします。
- 上記評価基準に記載してある保有資格は標準設定です。加点の対象となる保有資格の定義は、案件毎に異なります。申請様式第２－２号にて確認してください。
- 「ME」とは、岐阜大学工学部付属インフラマネジメント技術研究センターが運営する、社会基盤メンテナンスエキスパート養成ユニットの短期集中カリキュラムの講義を受講し、ME認定試験に合格した者のことです。
- 土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、ほ装工事に限り、「建設機械施工技士」の資格を「土木施工管理技士」の資格と同等の取り扱いとします。
- 配置予定技術者として若手（申請期限日において満３９歳以下）若しくは女性技術者（年齢制限を設けない）を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

- 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し
建設業法第２７条に基づく資格（建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします
- MEについては、社会基盤メンテナンスエキスパートの認定書又は証明証の写し
- 自然工法管理士については、岐阜県自然工法管理士認定証の写し

(3-2) 保有資格 建築工事に適用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
保有資格	主任技術者又は監理技術者の保有する資格（主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	1級建築施工管理技士、かつ、1級建築士	1.0
		1級建築施工管理技士又は1級建築士	0.5
		上記以外	0

<留意事項>

- 基準日は、申請期限日とします。
- 上記評価基準に記載してある保有資格は標準設定です。加点の対象となる保有資格の定義は、案件毎に異なります。申請様式第2-2号にて確認してください。
- 配置予定技術者として若手（申請期限日において満39歳以下）若しくは女性技術者（年齢制限を設けない）を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

- 国家資格については、資格認定証明書（資格者証）又は合格証明書の写し
建設業法第27条に基づく資格（建設機械施工技士、土木施工管理技士、建築施工管理技士、電気工事施工管理技士、管工事施工管理技士、造園施工管理技士）については、合格通知書の写しでも可とします。

(4-1) 継続教育（CPD）の取組 建築工事以外の工種に適用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
継続教育（CPD）の取組	主任技術者又は監理技術者が直近2か年度以内に取得した各団体が発行するCPDの単位合計 <u>（単位＝ユニット）</u> （主任技術者又は監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。）	20単位以上	0.5
		10単位以上	0.25
		10単位未満又は取得なし	0

<留意事項>

- 「直近2か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2年度以内を指します。
（例：入札公告日が令和7年度の場合、令和5年度から令和6年度（令和5年4月1日から令和7年3月31日）までとします。）
- 各団体により、単位表示とユニット表示がありますが、単位＝ユニットとして扱います。
- 配置予定技術者として若手（申請期限日において満39歳以下）若しくは女性技術者（年齢制限を設けない）を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

- 各団体（建設系CPD協議会等）が発行する学習履歴の証明書の写し。また、「岐阜県土木施工管理技士会が発行するCPDS学習履歴証明書」の写しでも可とします。

(4-2) 継続教育 (CPD) の取組 建築工事に適用

評価項目	評価内容	評価基準	評価点
継続教育 (CPD) の取組	主任技術者 <u>又は</u> 監理技術者 <u>が</u> 直近2か年度以内に <u>取得した</u> 建築関係の各団体が発行する CPD の単位 <u>の</u> 合計 <u>(単位=ユニット)</u> (主任技術者 <u>又は</u> 監理技術者として、若手若しくは女性技術者を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できる。)	20 単位以上	0.5
		10 単位以上	0.25
		10 単位未満又は取得なし	0

<留意事項>

○「直近2か年度」とは、入札公告日の属する年度を除き、遡って2年度以内を指します。
(例：入札公告日が令和 7 年度の場合、令和 5 年度から令和 6 年度 (令和 5 年4月1日から令和 7 年3月31日) までとします。)

○各団体により、単位表示とユニット表示がありますが、単位=ユニットとして扱います。

○配置予定技術者として若手 (申請期限日において満39歳以下) 若しくは女性技術者 (年齢制限を設けない) を配置し、現場代理人を補助者とする場合は、補助者で評価できるものとします。

<確認書類>

○建築関係の各団体 ((公社) 日本建築士会連合会、(公財) 建築技術教育普及センター、岐阜県建築施工管理技士会、(一財) 建設業振興基金) が発行する学習履歴の証明書の写し